

新版 片倉家中「小関家」文書

—片倉家中中級武士の知行受給—

立田 基生（白石古文書の会）

はじめに

この冊子は、「片倉家中武家屋敷・小関家」に代々保存されていた「文書」を紹介するものです。令和元年11月、小関家に生きた小関かず様の一周年忌に発行した冊子（旧版の『片倉家中「小関家」古文書』）を基に、その時に取り上げることが出来なかつたものを追加して取り上げた。

今、白石市、仙南地方では『武家屋敷』と言えば「小関家」の屋敷をさしている。家屋については小関家に資料は残されていないが、「家系」に関する文書、「知行」に関する文書などが残されているので、江戸時代、明治初期の社会の一端を垣間見ることが出来ます。

今回は、「知行」に関する文書を中心に取り上げた。

1. 受け継がれてきた文書

保存してきた文書を下記のように分類した。

I. 小関家の「家系図」・「一代の記録留」など	4点
II. 小関家の「知行宛行書」・「水牒」・「御知行田数覚」など	15点
III. その他（「書状」・「紫根染秘伝」「覚」（仙台藩家臣・片倉家中など）・その他）	11点
IV. 大波（浪）家の「知行宛行書」	12点
V. 大波巻物（武道に関する文書）	7点

その他に（片倉信光氏の著書）（小関家当主の著書）（明治初期のスケッチ）

- 文書は虫食いなどで保存状態が悪いものもある。また、小関家から貸し出したが返却されなかつたものもある。（コピーしたものを見出されたと思われる。）
- 大波家に係る文書がなぜ、小関家に保存されてきたかについては現在分からぬ。小関家と大波家のつながりが不明である。
- （片倉信光氏の著書）と（小関家当主の著書）は文化財の保存にかけた両氏の想いを伝えるために本冊子に掲載した。
- （明治初期のスケッチ）は明治初期のものと思われるが、江戸時代の小関家の屋敷全体の様子を映し出していると思われる。現在の文化財としての「武家屋敷」には見られない「表屋」「糀倉」「風呂場・閑所」「水車小屋」が描かれているのでこの冊子に挿入した。尚、水車小屋が見られることで「水路」もあるはずであるが、残念ながら描かれてはいない。

2. 文化財としての武家屋敷

- 平成元年（1989）小関家の当主は、（武家）屋敷と土地の一部を白石市に寄贈した。それまでは

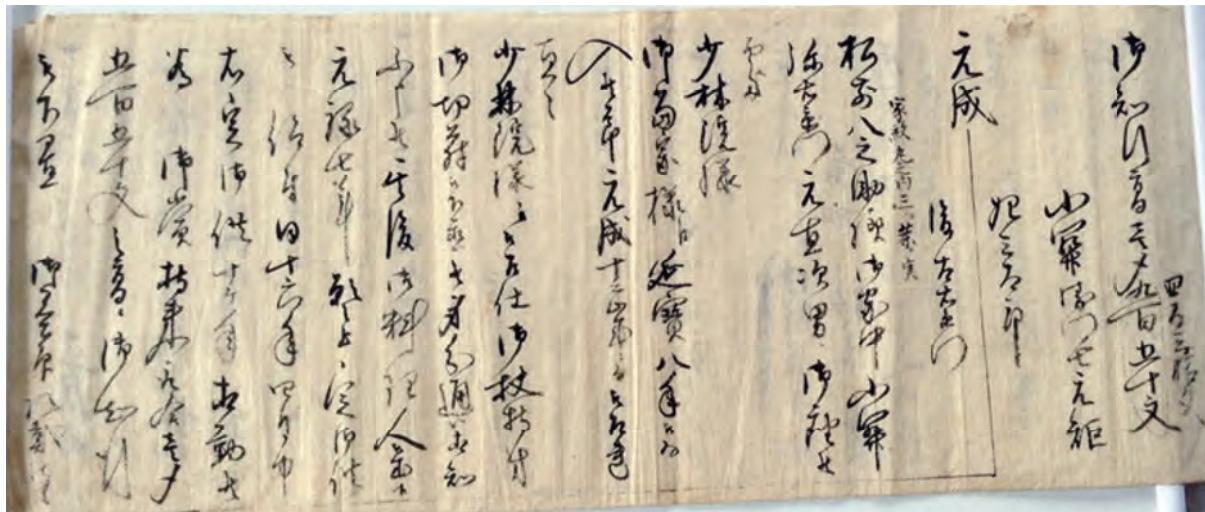
当主の家族が屋敷を守り住んでいた。住人は屋敷の南側に移って住むことになった。

- 平成3年に家屋は解体され、復元された。
- 解体時に発見された墨書「享保15年（1716）2月12日」によって、約305年前の建築物であることがわかった。創建年代の明らかな貴重な遺構として保存されている。
- 「武家屋敷」としての主な特徴して、
 - 「武者窓」と言われるものが土塀にあり、門の様子を家の中から、又、裏庭から見ることが出来る。
 - 屋敷には玄関が無く、客は中門から座敷に上がるようになっている。
 - 農家の生活として、穀倉や裏に畑や水車小屋が屋敷内に見られる。

そこで、「農家住宅を素地として次第に武家住宅として体制を整えてくる、中・下級の武士住宅の原初的な形態を示す点で貴重な遺構である。」（佐藤巧・西野敏信・小山裕司編 1994『宮城県指定有形文化財 旧小関家住宅修理工事報告書』p 15：白石市）

3. 小関家の家譜（片倉家家臣へのいきさつ）

① 「家系図」の写真版



② 家系図の翻刻文

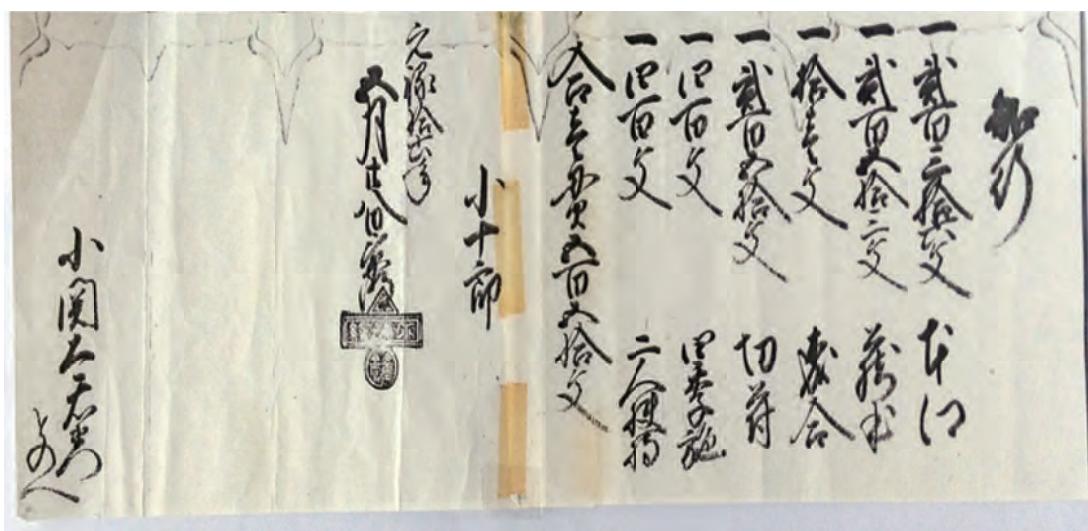
一 小関家系 翻刻文	
御知行高壹貫九百五十文	四百三拾文
小関衛門七元矩	
始 三太郎	
元 成	後 太右衛門
	家紋 丸之内三ツ茶ノ実
	松前八之助様御家中小関
	弥右衛門元直次男ニ御座候
少林院様	処
御當家様江延宝八年被為	
入候節元成十二歳ニ而被召連	
直々	
少林院様江被召仕御扶持方	
御切符被下置候身分通ハ相知	
不申候其後御料理人被成下	
元禄七年願之上定御供	
右定御供十力年相勤候	
被 仰付同十六年四月中	
被 下置 御墨印頂戴仕候	
五百五十文之高ニ御知行	

③ 片倉家臣へのいきさつと受給

- 1) 小関家の初代当主は、松前八之助家中の小関弥右衛門の次男で「小関太右衛門元成」
松前八之助（広国）は仙台藩の家臣・準一家。（広国は松前藩初代藩主松前慶廣の七男）
- 2) 初代当主は、（少林院様=松前八之助の姫）が、片倉4代片倉村長へ嫁ぐ際に、延宝8年「12歳
で被召連、少林院江被召」、片倉家の家臣になる。（松前家と片倉家は深い関係がある！）
- 3) 延宝8年（1680）「身分相不知申」（扶持・切符を受給）
- 4) 元禄7年（1694）に「定御供被仰付」
- 5) 10年後（元禄16年・1703）に一貫550文の墨印
- 6) その後の身分等……「御番入土」「御番頭上之列」の記録がみられる。

4. 小関家の知行受給の経緯

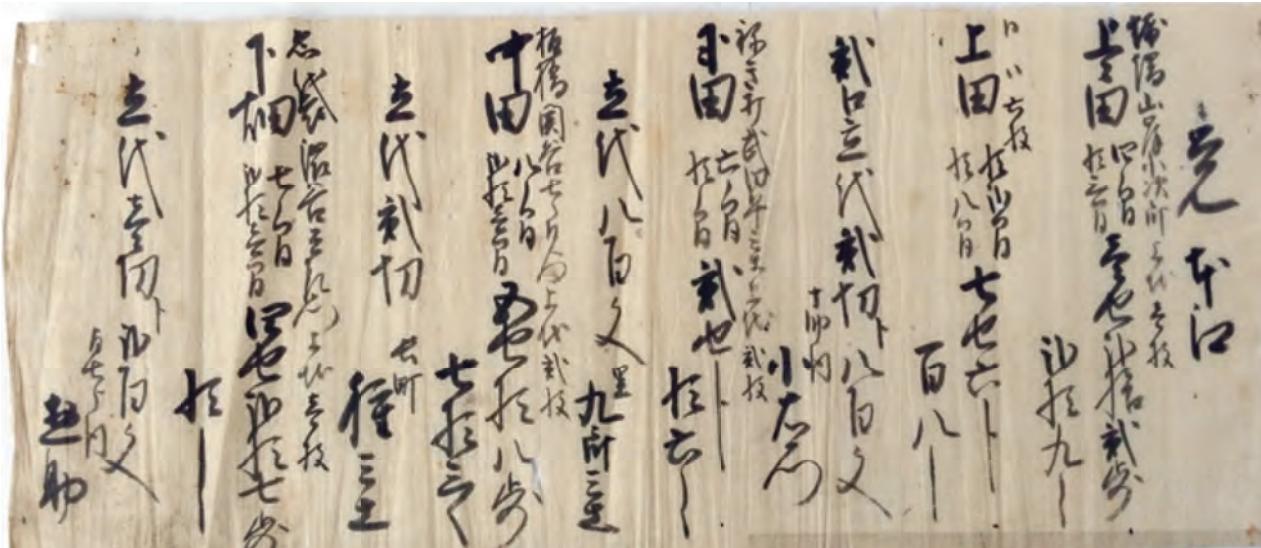
① 最初の知行宛行書 元禄拾六年（1703）の写真版



② 元禄拾六年の知行宛行書の翻刻文と解説

○ 「村定」は片倉家六代当主 扶持米「米で支給される糧米。 一人扶持は一日一人米五合年一石八斗」	○ 「切符」とは手形（証文）であり、 仙台藩での「切米」のことと思われる。 ○ 「四季施（しきせ）」とは時候に応 じて主人から奉公人へ衣服を与えるこ と。また、藩主側近に仕える者に夏冬 に与えられる衣服である。	【解説】	元禄拾六年 五月廿八日 景明黒印 小十郎	合壱貫五百五拾文 四百文 武百五拾三文 拾壹文 武百五拾文 四季施 扶持	本郷 森合 藏本 知行	① 「知行宛行状・所有地」翻刻文 元禄拾六年（一七〇三）コピー

③-1 元禄拾六年の水牒（本郷分）の写真版



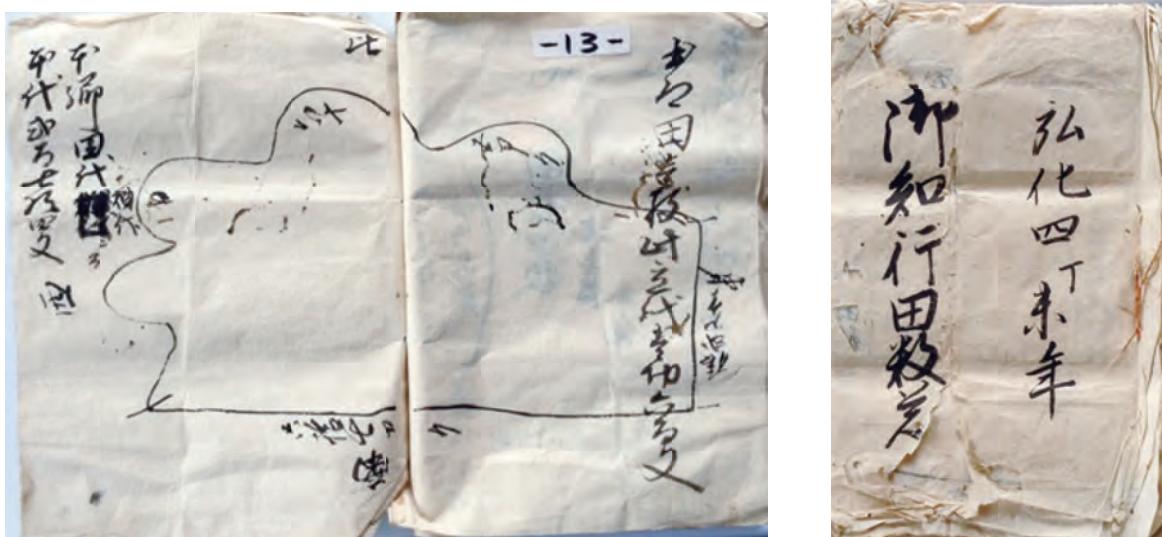
③-2 元禄拾六年の水牒（本郷分）の翻刻文

(上地) 何らか理由で知行地を收公したもの	覺 本郷
	堀端 山岸小次郎 上地 壱枚
	上々田 四間 壱セ弐拾弐歩
	拾三間 弐拾九文
	同 同六枚
	上田 拾弐間 七セ六步
	下田 拾八間 百八文
	式口立代 式切ト八百文
	十助内 小右衛門
	祢打 武田平兵衛 上地 式枚
	下田 六間 式七歩
	拾間 拾六文
	立代 八百文 里 郎兵衛
	板橋 関谷七郎左衛門 上地 式枚
	中田 八間
	立代 式切
	名袋 渋谷兵左衛門 上地 壱枚
	下畠 七間 四セ弐拾七歩
	立代 壱切ト式百文
	与七郎内 翁助
	(本郷合計 二三六文)

④ 明治3年(1870)の「覺(所有地)」の翻刻文

小関 栄印	一 式百七拾四文	覺 本郷
	内拾三束刈 松木前 四斗入	
	内式拾五束刈 板橋 式俵半	
	内四拾刈 柳下 式俵半	
	内拾五束刈 ねき打脇 四斗入壹俵	
	内烟拾文 十王堂 金三切	
	一三百七拾弐文	藏本
	内四拾刈 瀧下 四斗五升入 俵半	
	内四拾刈 上原 四斗入壹俵半	
	内式拾刈 中原 壱俵	
	内四拾刈 同 壱俵半	
	内烟八文 須郷田 壱切	
	一 拾壹文	
	内烟壹枚 式朱	
	一四文	
	内烟壹枚 三朱	
	一 七拾六文	
	内式拾刈 大平前 壱俵五升	
	一 式百七文	
	内四拾刈 旧宝物前 式俵半	
	一 五拾文	
	内式拾刈 森穴前 壱俵	
	右之通書上仕候 以上	
明治三年二月廿六日	長袋	郡山 中ノ目

⑤ 御知行田数覚 弘化4年（1847）の写真版 本郷分と表紙



⑥ 「御知行田数覚」について

- 「御知行田数覚」には受給された知行地の場所や長さ、形状が記入されている。
- この絵図では本郷は田が1枚で本代274文と記されている。本郷の本代は元禄16年では田が4枚、本代236文、明和元年に田が2枚、38文加増されて274文になっている。
- 不明な面も多い。

⑦ 知行宛行書等に見られる知行高の推移

- 元禄16年・享保17年・延享2年： 1貫550文
(明和元年 加増400文)
- 明和7年・文化14年・文政元年： 1貫950文
- 天保10年： 1貫350文
- 安政6年・元治元年： 1貫421文
- 明治3年： 743文 (7石4斗3合)
- 明治5年： 6石 (600文)

⑧ 小関家の知行受給のまとめ

- 主に土地を受給しているが、それだけでは不十分でその他の形態で知行を受けている。
- 他の形態とは………「扶持」「切符」「四季施」「扶持」など
- 知行地の由来……………「上地」など
- 知行地は小作人（作子）に耕作させている。
- 屋敷のつくりとして、裏庭には、畑や水車小屋などがあり、生活を支えている。
- 「加増」に関して
(御膳番相勤候砌勤功仰立ヲ以宝曆十四年正月中御加増四百文被下置御番頭上之列ニ被成下)
- 天保10年に減給された事情は不明（財政がひっ迫か？）
- 明治になると本人から役所に届を出す形式になる。また、土地所有の収入のみで、小関家では減少していく。

⑨片倉家中の知行高（『白石市史』より）

第33表 片倉家臣団知行高階層表											(単位・貫文)
区分 資料	10貫文以上	10~8	8~7	7~6	6~5	5~3	3~2	2~1	1貫文以下	計	
寛永知行帳 (武藤文書)	4	3	(13.0) 4	0	22	(17.0) 43	—(40.0)— 51	—(30.0)— 50	75	252	
貞享書上 (代々記)	4	4	(11.8) 5	4	12	(18.2) 45	—(62.6)— 64	—(7.4)— 90	18	246	
據旗記	3	2	(4.9) 2	6	8	(1.6) 67	—(52.6)— 73	—(40.9)— 149	112	422	

(註) 1、知行帳・書上は土以上を、據旗記は士格、士以下も含む
 2、據旗記は史料編所収「白石役人帳」と少しく異同あり同書は天保頃のものか
 3、() は%を示す

- ・3貫文以下が多く、薄給であることがわかる。
- ・小関家の知行高は、1貫350文から1貫950文の受給である。

5. 文化財の保存 「武家屋敷」の保存に尽力された片倉家当主と小関家当主の著書から

『白石の家中屋敷—後小路・小関家—』(片倉信光氏) から

「結 以上が小関家むかしの姿を話によって復元して描いたものです。武家屋敷は小さいながら城郭と同じく防御戦斗を目算に入れて計画されたことがよく判るし、乏しい財政は、手織や菜園や樹種などや庭木等まで考慮して自給体制を整えたように見受けられる。陪臣の武士のつましまやかな生活振りがしのばれる。このように貴重な文化財を破壊することなく今まで保存してこられた小関家に敬意を表すると共に一層困難となる今後の維持管理は各方面よりの強力な援助に待つ所多いことを広く訴えたい。」(1965.5.20) 故人

(此の著書は 1968『奥羽史談』第50号維新特集号 16~21頁 奥羽史談会に掲載されている)

『ふるさとの古い家』(福島市万世町 小関小児科医院 小関英治氏) から

「以上が郷里白石の我が家家の概況であるが、300年の風雨に耐え、又三陸大地震や仙台沖地震に於いても被害をうけることなく現在に至っている。この家の保存維持には多くの経費がかかるばかりではなく、茅葺屋根の材料の茅などを求めるのに困難な時代となり、地方文化財である武家屋敷の個人としての維持管理には、今後多く問題点がのることになるだろう。最後に、この古い家の維持管理に協力してくれた妹に感謝する。」(著述年月日不明) 故人

おわりに

小関家の文書に「知行宛行書」「水牒」「御知行田数覚」がセットになって保存されており、片倉家中中級武士と言われる家臣の知行受給の一端を理解する貴重な資料と思われる。

本冊子は、「片倉家中小関家文書調査会」を立ち上げ、立田基生（代表）、赤井畠柳二、小関静子が編集し、2020年12月、小関家現当主の小関洋氏によって発行した。

「白石古文書の会」の皆様に翻刻や解説等の協力をいただいた。感謝申し上げます。